

論 文

西大寺領越前国赤江庄の復元 —西大寺食堂院跡出土木簡をめぐって—

館野 和己*

はじめに

1. 西大寺の創建
2. 西大寺領越前国赤江庄の木簡
3. 赤江庄からの米の性格
4. 越前国の西大寺領荘園
5. 赤江庄の成立と位置

おわりに

はじめに

平城京右京一条三坊八坪にあたる奈良市西大寺本町で平成18（2006）年に行われた発掘調査では、奈良時代後半の西大寺創建段階の食堂院に関わる4棟の建物遺構とともに大型の井戸が検出された。井戸は井籠組みの方形で、内法約2.3^{メートル}四方、遺構検出面からの深さは2.8^{メートル}に及ぶ大規模なものであったが、その廃絶に伴う埋土の中には2689点に及ぶ大量の木簡が含まれていた。木簡の年紀は延暦年間に限られ、その頃に井戸が廃絶したことを物語っている¹⁾。その中に越前国に関わるものがあるので、紹介するとともに少し考察を加えてみる。

1. 西大寺の創建

木簡の話に入る前に、西大寺の創建について見ておく。西大寺は天平宝字8（764）年9月に孝謙上皇によって発願されたものである。創建の事情を語る史料は宝龜11（780）年12月に作られた『西大寺資財流記帳』（以下、『流記帳』と略記する）²⁾である。それによると天平宝字8年9月11日に孝謙上皇が金銅四天王像と寺院の造営を発願したことが西大寺の始まりである。その日は時の権力者であった太師（大師とも）の恵美押勝（藤原仲麻呂）の乱が起こった日である。その前後の政治的状況を『続日本紀』によって復元すると、次のようになる。

当時の天皇は押勝ときわめて関係の深い淳仁天皇であった。その前の天皇は聖武天皇と光明皇后との娘であった孝謙天皇であり、淳仁は天武天皇の孫で舎人親王の子であったが、即位前の大炊王時代に、押勝が早世した息子の妻と結婚させて自分の家である田村第に住まわせていたのである。淳仁天

* 奈良女子大学文学部教授、福井県文書館記録資料アドバイザー

皇が孝謙天皇の譲りを受けて天平宝字2年8月に即位すると、藤原仲麻呂は藤原恵美朝臣押勝の名を賜り、大保（右大臣）に任命された。孝謙天皇時代から光明皇太后のための機関である紫微中台の長官・紫微令に就任し、さらに軍事権も掌握する紫微内相となって権力を握っていた押勝の権勢は、ここにいっそう強まったのである。そして官司・官職の名を中国風に改めたが、大保は右大臣を改めたものであり、太師は太政大臣のことである。大宝律令制定後、臣下の者が太政大臣に任じられたのは押勝が初めてである。

しかるに光明皇太后が天平宝字4年に死去すると押勝に転機が訪れた。さらに翌年、近江の保良宮行幸中に孝謙上皇の病気を直した僧・道鏡が上皇の寵愛を受けるようになると、それを批判する淳仁天皇と上皇の間に不和が生じ、天平宝字6年5月に平城宮に戻った際には、天皇は宮内の中宮院（内裏）に入ったが、上皇は法華寺に居を定めた。法華寺はもともと上皇の祖父である藤原不比等邸であり、母光明子も皇后宮をそこに営んだことがあり、上皇にとってゆかりの場である。そして6月になると上皇は、常の祀りと小事は天皇が行え、国家の大事と賞罰の2事は自分が行うと、実権掌握を宣言した。

しかもその頃連年の天候不順や、天平宝字4年に発行した新銭・万年通宝に和同開珎の10倍の公定価値をつけたことによってインフレが起こるなど、社会不安が増大し押勝政権は不安定なものになっていった。そして天平宝字8年9月11日、追いつめられた押勝の「逆謀」が遂に露見し、宮城内で鈴印（駅鈴と天皇御璽）の争奪をめぐる戦闘が勃発した。しかし押勝は緒戦に敗れ、体勢立て直しのために近江国府をめざしたが、政府軍が先回りして勢多橋を焼いたため、瀬田川を渡って近江国府に行くことができなくなり、湖西の北陸道を越前めざして北上した。越前は子息の辛加知が国守を勤める国であったからである。しかしながら再び先回りした政府軍は辛加知を殺して愛発関を閉じたため、押勝は越前に入ることができず、近江で敗死するに至ったのである。

さて西大寺の創建に話を戻すと、天平宝字8年9月11日、押勝の乱勃発の日に孝謙上皇が金銅四天王像と寺院の造営を発願したことは、乱の鎮圧を四天王に祈るものであった。そして『流記帳』によれば翌天平神護元（765）年に四天王像の鑄造が始まり、また伽藍を開いたという。上皇が重祚した称徳天皇は翌2年12月に西大寺に行幸しているので（『続日本紀』）、その頃四天王を納める四王院が完成したとみられる。

その後神護景雲元（767）年2月に造西大寺長官佐伯今毛人らを任じて、造西大寺司が発足しているのは（『続日本紀』）、寺地の拡大を図ったものであろう。同3年4月に称徳が西大寺で佐伯今毛人らに叙位しているのは、造営が一段落したことを示そう。西大寺には薬師金堂と弥勒金堂という2つの金堂があったが、称徳死後の宝亀2（771）年10月には弥勒金堂にあたる兜率天堂の造営に伴う授位が行われた。したがって今毛人らの叙位は薬師金堂の完成に伴うものとみられる。また宝亀3年4月には西塔に落雷したと記録されているので、その頃には伽藍が一応できあがったようである。こうして西大寺は称徳天皇の下、造営が進められ宝亀初年までには伽藍が一応できあがっていたようである。

しかしその少し前、宝亀元年8月に称徳天皇が死去すると、道鏡が造下野薬師寺司に左遷され、約1世紀ぶりに天武天皇系ではなく天智系の光仁天皇が即位したため、西大寺はそれ以前のように順調

には行かなくなったとみられる。それは死の前ではあるが宝亀元年2月に、称徳の病気の要因として東塔の心礎の石の祟りが伝えられたり、西塔についても発掘調査と『日本霊異記』（下巻36縁）から知られるように、造営途中で平面形が八角から四角に、そして七重から五重にと設計変更されたことからもうかがえるところである。

ところで『流記帳』によると西大寺は右京一条三坊・四坊に31町の寺地を占めた。そしてその中に金堂院・2基の塔・十一面堂院・西南角院・東南角院・四王院・小塔院・食堂院・政所院・正倉院などの施設が配されていた。境内東北部にあたり、木簡出土の井戸があった右京一条三坊八坪は、食堂院が復元されているところである³⁾。したがってこれから見ていく木簡は、食堂院に関わるものである。

また検出された建物の中には、『流記帳』に記された「殿」「大炊殿」「甲双倉」に比定できるものがある。食堂院は出土瓦から宝亀年間に造営され、『流記帳』が作成された宝亀11年までには完成していたが、「はじめに」で書いたように、木簡が延暦年間のものであるということは、西大寺成立後間もない頃のものであることを示している。しかし当時既に当該井戸の使用が終了することになり埋め戻されたこと、「大炊殿」とみられる建物の礎石抜取穴から9世紀半ばの遺物が出土していることから、食堂院はあまり長く続かず、8世紀末から9世紀半ばまでに僧が共同で食事を取る場という、本来の機能を失ったとみられている⁴⁾。

2. 西大寺領越前国赤江庄の木簡

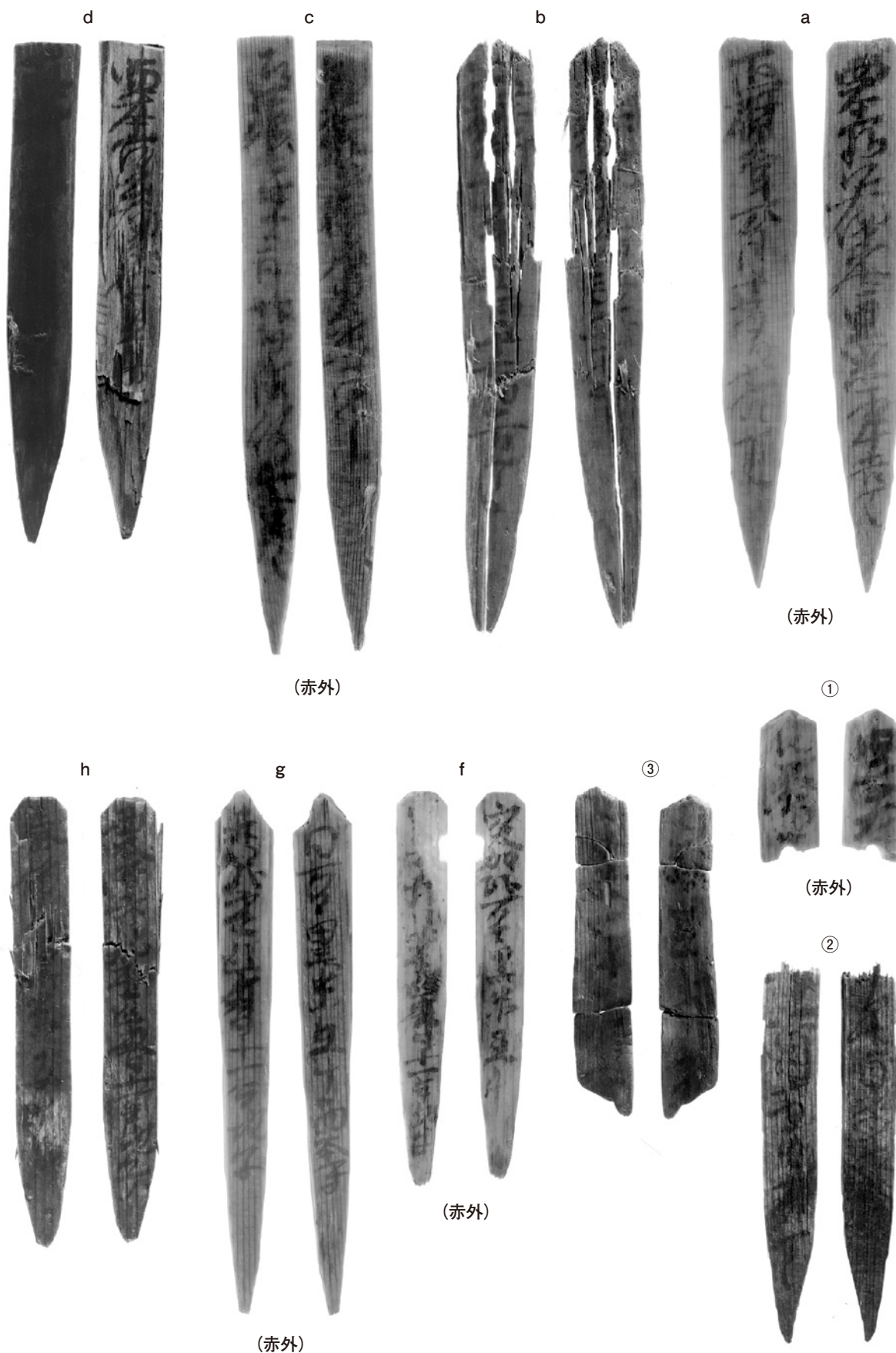
右京一条三坊の西大寺食堂院跡の井戸から出土した木簡には、「東蘭」から瓜・木瓜・大角豆・茄子・大根・知佐などの野菜を進上したことを示すものや、飯や酒の支給に関わるもの、白米・塩・漬蕪などを記すもの、大豆や米の荷札、夾角豆や醬漬瓜の付札、麦の管理に関するものなどがあり、寺内の食事を司る食堂院にふさわしい内容となっている。

そして大豆や米の荷札の中には、美作国勝田郡吉野郷からの搗米のように国郡郷名を書いたものもあれば、後で見るが「少戸主波太郎直万呂大豆五斗」のように、国郡名を省略しかつ郷名も略記した大豆の荷札、「・矢田部広人米五斗（表）／・上二月十八日（裏）」というように人名しか書かない米の荷札もあった。これらは国郡郷（里）名・人名・税目・品目などを書く通常の税の荷札とは大きく書式を異にしているものであり、西大寺の経営の中で考えるべきものと言えよう⁵⁾。

そうした荷札の中に、次のような越前国関係の木簡があった（写真1）。

写真 1 赤江庄関係木簡

奈良文化財研究所写真提供



- a・西大赤江南庄黒米五斗吉万呂
〔延〕
・正暦十一年六月十五日吉万呂 156・21・4 051 (『城』 38-59)
- b・西大赤江南庄黒米五斗
・延暦十一年十二月十一日吉万呂 151・19・3 051 (『城』 39-186)
- c・〔西大赤江カ〕
□□□□南庄黒米五斗
〔十年カ〕
・延暦□□十二月廿日□□□ 175・16・4 051 (『城』 38-60)
- d・西大赤江南庄黒米□□
〔延カ〕
・■■■■上 126・16・5 051 (『城』 39-187)
- e・〔江南庄カ〕
□□□□
〔一カ〕
・延暦十□ (51)・19・5 059 (『城』 39-188)
- f・穴太加比万呂黒米五斗
〔西大寺カ〕
・□□□赤江北庄延暦十一年地子 108・14・2 051 (『城』 38-61)
- g・□万呂黒米五斗西大寺
・赤江北庄延暦十一年地子 147・16・6 051 (『城』 38-62)
- h・西大寺赤江北庄延暦十一年地子
・秦浄人黒米五斗 116・11・4 051 (『城』 39-190)

これらは西大寺領赤江南庄（a～e）と赤江北庄（f～h）からの米の荷札である。木簡の記載からではそれらが越前に関わることはわからない。しかし『流記帳』を見ると、西大寺が所有する「田藺山野図漆拾参卷」中の「越前国九卷」の中には、「三卷同郡（＝坂井郡）赤江庄〈一布在国印一白絶二副无印／一布白〉」があり、赤江庄に関する3巻の図があったのである。これによって西大寺が越前国坂井郡に赤江庄という荘園を領有していたことが知られる。それは木簡に見える赤江南庄と同北庄の総称であろう。ここにこれまで『流記帳』で名称しか知られていなかった赤江庄が、その姿を現したのである⁶⁾。

そこで少し詳しく木簡を見ていくことにしよう。木簡によると、南庄と北庄に分かれて経営されていたようである。まずは南庄から始める。aからeまでが赤江南庄関係木簡である。dは裏面を抹消しているため、またeは破損のため記載内容の全体を知ることはできないが、a～cは完存しており一定の記載方式のあったことがうかがえる。すなわちいずれも冒頭に「西大」と書かれ、その次に「赤江南庄」という荘園の名が続き、「黒米五斗」がそこからの貢進物であることを示している。そしてaはその下と裏面の日付の下で2カ所に貢進者である「吉万呂」の名を書く。bも同じく吉万呂である。しかしb cでは裏面の日下にのみ名を書いているから、それが規定の書式であり、a表面の

「吉万呂」記載は本来余分なのであろう。

また木簡の形を見ると、d はやや短めだがそれ以外は150～170^ミ台であり、いずれも051型式という下端を尖らせる形状をしている。ただ a c d は上端が平らであるが、b は両肩を斜めに切り落として、頭部には平らな部分が若干残るだけで山形を呈している点で他と異なる。

年紀は c の延暦10 (791) 年を除き、延暦11年である。ただし a 裏面冒頭の年号の釈文が「正〔延〕暦」とするように、「延」の字は一見すると「正」のようにも見える。それは「延」の字の中の「正」部分の2画目の縦棒を太く書くのに対し、下の横棒がなく、延繞部分^{えんにょう}が「正」字の4画・5画目であるかのように見えるからである。しかし「正暦」だとすると990年代になり、他の遺物の年代と合わなくなり、「延暦」と解さざるをえない⁷⁾。この特徴的な書き方は、b c にも現れる。また d は裏面が墨を塗って抹消されており読めない部分が多いが、かろうじて見える一字目は同じ書き方の「延」である。さらに表面の文字を見ると、いずれも「大」字の中に「赤」字の上半部が入るなど、字間を詰めて書く特徴を共有するので、a～d はいずれも同筆ということになる。そのことは表面の書風からも言えることである。また e は墨が薄く判読が難しいが、「延」の字の書き方は a～d と共通する。さらに表面の文字を、字間を詰めて書く特徴も共通する。したがって a～e までの5点は、すべて同一人によって書かれたものということになる。

そしてこれらの共通する特徴からすると、次の3点も破損により赤江南庄の名は見えないものの、同庄のものである可能性が大きい。

①・西大□

・延暦□

(44)・17・5 019 (『城』38-63)

②・□庄白米五斗

〔年カ〕

・□六月五日吉万呂

(96)・15・4 059 (『城』39-189)

〔庄カ〕

③・□□黒米五

〔延カ〕

・□暦十一年十二月八□

(82)・15・3 081 (『城』39-185)

①は下端を失うが、頭部の形状は両肩を大きく切って尖った状態になっている。表面冒頭に「西大」と書き、裏面を日付から始めること、「延」が a～e と似た書き方であること、「大」字の中に次の字が入ってきていること⁸⁾、②は他と異なり白米の荷札だが、残る下端を尖らせていること、記載内容、特に日下に書かれた「吉万呂」の名の共通性が見られること、「庄」の字は3画目の左への払いを強調するが、それは a や d にも現れていること、③は上下両端を失い、形状の比較はできないが、やはり表に庄名+黒米を書き、裏面を日付から始めること、特徴的な「延」の字が書かれていること、日付が a b e と同じく延暦11年で、かつ b と同じく同年12月であることが、いずれも上記の赤江南庄と共通しているのである⁹⁾。したがって①②③も a～e と同筆、同類と判断できる。要は8点の赤江南庄関係木簡は、すべて同筆、同類の荷札なのである。

ところで木簡には人名として、「吉万呂」が a b そして②にも共通して見える。c も日下は「□□万呂」となっているが、写真を見ると「万呂」の上にはもう1字ありそうであり、同筆関係からする

と、「吉万呂」とその姓を書いている可能性が高い。したがって同筆の8点はみな、吉万呂によって書かれたのである。

しかしc以外はいずれも姓の記載がない、かなりくだけた書式を取る。また貢進月には延暦10年12月と、同12年6月と12月とがあり、一度に貢進されたのではなく複数回にわたっている。これらのことからすると、吉万呂は黒米を負担した人ではなく、南庄を経営する側の人間であり、その経営拠点である荘家に勤める、黒米貢進の責任者と考えるべきであろう。姓がないのは、西大寺にとって彼はよく知っている人であり、書く必要がなかったからであろう。なお南庄では黒米（1点は白米）がどのような性格のものであるのか、説明しないことも特徴であるが、これも自明のことであって書く必要がなかったからであろう。

南庄についてはもう1つ、「西大寺」ではなく「西大」と書かれていることも注目できる。「西大寺」を略記する時に、単に最後の「寺」を省いただけとも言えるが、参考になる例が東大寺にある。東大寺を「東大之寺」と記す事例があるからである。東大寺大仏殿南面回廊南側で出土した木簡の中には、「東大之寺尊僧」などと記したものがあり¹⁰⁾、また天平19(747)年12月22日「近江国坂田郡司解奴婢売買券」(『大日本古文書(編年文書)』第9巻643頁)にもそれが見える。「東之大寺」のほうがふさわしいようにも見えるが、そうではないのである。西大寺は、称徳天皇の下で道鏡政権が押勝政権に対抗して、東大寺に対するものとして創建した寺である¹¹⁾。したがってこれに倣えば「西大寺」も「西大之寺」となるわけであり、「西大寺」を「西大」と略すことも不自然ではなくなる。

次に赤江北庄を見ると、fからhの3点がそれに当たる。これらの荷札木簡は南庄とはだいぶ記載内容が異なる。すなわち片面に人名と「黒米五斗」と書き、その裏面に「西大寺赤江北庄+年紀+地子」と記す。人名は地子の負担者である。もっともfを見ると、記載内容だけでは、いずれが表面か裏面か判断できない。「西大寺」から始まる面から書き出されたとしても支障はない。しかしgでは「西大寺」が「黒米五斗」に続けて書かれているが、その「西大寺」がfのように裏面の「赤江北庄」にかかることは明らかであるから、表裏は先にあげた釈文のとおりである。したがって赤江北庄の荷札は人名から書き始めたことがわかる。そうであるならhの釈文は表裏を逆にすべきであろう。

3点の赤江北庄の荷札は、まず貢進者名と「黒米五斗」という貢進物とその量を書き、裏面にそれが西大寺領赤江北庄の延暦11年の地子であるということを示す書式をとっていたのである。なお南庄が寺名を「西大」と略記したのに対し、北庄では「西大寺」と略さずに記している点、及び貢進の日付を書かないことも、両者の相違点として指摘できるところである。

また書風を見ると、3点とも「延暦」では「延」に比べ「暦」を大きく書くこと、しかも「暦」の字は雁垂をいずれも麻垂に書き、下の「日」は麻垂の中に収まらず完全に外に出ており「麻日」のようになっていること、それに続く「十一」を扁平に書くことなどから、3点はいずれも同筆であると判断できる。そうであるなら、これらの荷札は木簡に書かれた人物、すなわち地子負担者が書いたものではなく、南庄と同じく北庄の経営拠点である荘家側の人間が書いたものということになる。

なお形状は長さ・幅とも赤江南庄より少し小さい。またいずれも南庄と同じく下端を尖らせる051型式であるが、頭部を見るとfとhは両肩少し落とすだけだが、gはその落とし方が大きく、やや不整形ながら上部が尖る。またf hが110^ミ前後の長さなのに対し、gは147^ミと長い。しかもgの人名

のみは「□万呂」というように姓が書かれていない。写真によれば「□」は「同」のようにも見える。もしそう読んでよいなら、個人名部分さえ略記したものということになる。わずか3点であるから、比較して言うには不十分であるが、もしこうした違いに意味があるとすれば、gは他の木簡とセットになって、荷に付けられていたものである可能性があろう。というのは、平城宮跡出土木簡の中に次のようなものがあるからである。

上総朝夷郡健田郷戸主額田部小君戸口矢作部林調鰻六斤 卅四条
天平十七年十月
404・33・4 051 (『城』37-28頁、『平城宮木簡1』338号)

朝夷郡健田郷戸主額田部小君戸口矢作部林調鰻六斤 卅四条
天平十七年十月
331・28・3 011 (『平城宮木簡1』339号)

矢作部林 115・25・5 032 (『平城宮木簡1』340号)

これらは同じ矢作部林が負担した税の荷札であり、一括して出土したので同じ調の鰻の荷に付けられていたものである。しかし3点を比べると2点目は国名を省略し、3点目は人名しか書いていないというように、すべて書式が異なっている。1つの荷に複数の荷札が付けられ、それらはそれぞれ異なった役割を果たしたとみられるのであるが、先のgも同様に考えられるのではなかろうか¹²⁾。つまりもう1点には人名を「姓+某万呂」と書いていたのに、gではそれを「同万呂」と略記したとみるわけである。

なお木簡に書かれた人名について見ると、h 秦浄人に関しては、天平神護2(766)年10月21日「越前国司解」(『大日本古文書』家わけ18(東大寺文書)第2巻187頁(寺44))¹³⁾に、「赤江郷戸主秦赤磨」の名が見える。赤江庄と赤江郷の関係を考える際にも、注目できるところである。

以上、西大寺食堂院跡出土木簡中の赤江南庄と同北庄の木簡を見てきたが、『流記帳』では赤江庄とされているが、その実際の経営においては南庄と北庄に分かれ、それぞれの名で西大寺に基本的に黒米を貢進していたことが、木簡からわかったのである。そして南北で全く異なった書式の荷札を作っていることは、赤江庄が2つの経営拠点=荘家によって経営され、少なくとも米の貢進に関しては、両者が統一的な管理下にはなかったことをうかがわせるものである。こうしてこれまで名前しか知られなかった同庄の経営状況について、少しではあるが具体的に知られるようになったことは、西大寺の荘園経営の研究には元より、越前の古代史研究にとっても大きな意義を持つものである。

3. 赤江庄からの米の性格

赤江南庄・北庄からは西大寺に主に黒米が貢進された。北庄はその性格を地子米と書くが、南庄は明記しない。しかし北庄を参考にすると、同じく地子米と考えてよかろう。南北に分かれているとは言え、同じ荘内で違う方式で米を収取するとは考えがたいし、そもそもいまだ荘民を荘域内に取り込んでおらず、土地のみからなる古代の荘園経営にあたっては、田地を周辺農民に貸し付け、収穫後に収穫量に応じて地子を納入させるという経営方法を、一般的に採用していたからである。

天平勝宝7(755)歳から同9歳(天平宝字元年)までの4通の年次収支報告書が残る、同じ越前国坂井郡にあった東大寺領桑原庄の経営の様相を見てみよう¹⁴⁾。天平勝宝7歳の収支決算を報告する

同8歳2月1日「越前国田使曾禰乙万呂解」（『大日本古文書』家わけ18（東大寺文書）第9巻264頁（寺4））によると、同庄の収入の稲は、前年の残稲（繰り越し分）、同庄の経営に参加していた足羽郡大領の生江臣東人から貢進された稲、同庄の水田からの租稲の他、「去歳売田卅二町直二千一百六十束」であった。この売田というのが、賃租に出した水田のことである。この下に割注で、「十二町々別八十束／廿町々別六十束」と内訳を書いている。

賃租とは何か。それについての規定が田令にある。まず賃租条「凡賃租田者、各限一年。園任賃租及売。皆須經所部官司申牒、然後聽」（凡（およ）そ田賃租せむことは、各一年を限れ。園は任（ほしいまま）に賃租し及び売れ。皆所部の官司に經（ふれ）て申牒して、然うして後に聽すべし）¹⁵⁾によれば、田の賃租は1年を限度とするものであり（園地については期限はない）、所部の官司¹⁶⁾に申請して許可されるものであった。

また公田条「凡諸国公田、皆国司隨郷土估価賃租（後略）」（凡そ諸国の公田は、皆国司、郷土の估価に随ひて賃租せよ）は、諸国の公田は国司が郷土の估価に従って賃租するようにと定めている。それに対して『令義解』は「謂、公田者乗田也。賃租者、凡乗田限一年売。春時取直者为賃也。与人令佃、至秋輸稲者为租。即今所謂地子者是」と注釈を加えている。これによれば公田とは乗田であるとする。乗田とは余剰の田の意味で、班田収授を行った後に残った田である。そして賃租とはそれを、賃租条に規定するように1年を限って売るといのである。ここで言う「売」とは現在のように所有権を永久に与えるものではなく、1年間限りのものであり、要は1年間乗田を貸すことである。そして春、つまり耕作に先だって借り手から直＝賃借料を取る方式を「賃」と言い、耕作させて秋の収穫後に取りのものを「租」と呼んだ。今「地子」と言っているのはこれ（＝租）である、としている。賃租とはこうした田地の1年間の賃貸借である。ここに木簡に出てくる「地子」という語が見えるが、それは田を賃租して収穫後にその賃借料を取るものであった。

さて桑原庄では32町を売って、すなわち賃租に出し、12町については1町あたり80束、20町については60束の直を取ったのである。この直はまさに地子のことである。ここで町別80束と60束という差が出たのは、田の収穫量に差があったからである。先の田令公田条について、『令集解』が引く古記は「公田不輸租。以十分之二地子為価也」とする。古記は大宝令の注釈書で、天平10（738）年頃に成立したものである。その当時、賃租にあたっては収穫量の2/10、つまり1/5を地子として取ることになっていたのである。そうであるなら町別80束と60束の直を取る田は、それぞれ町別400束と300束の収穫のある水田ということになる。これらはそれぞれ上田と中田の収穫量として規定されているものである。『延喜式』主税上獲稲品条「凡公田獲稲、上田五百束、中田四百束、下田三百束、下下田一百五十束。地子各依田品、令輸五分之一（後略）」によれば、公田について上田は1町あたり（これは条文には記されていないが）の収穫量は500束、中田は400束、下田は300束、下々田は150束と定められており、その田品（田のランク）に従って、先の古記と同じく収穫量の1/5を地子として取ったのである。したがってこれは奈良時代以来の規定ということがわかる。今見ている桑原庄は公田ではないが、この規定が準用されたのであり、32町中の12町が中田、20町が下田であったということになる。

賃租による経営は古くから行われてきた。『日本書紀』大化元（645）年9月甲申（19）条に見える

諸国に派遣した使者たちへの詔の中では、臣連・伴造・国造らの有勢者が水陸を私地とし、「百姓に売り与え、年ごとに其の価を索（こ）」うていることを問題とし、以後地を売ることを禁じている。地を売り毎年その価を取っているというのであるから、これも賃租である。

赤江南庄・北庄の地子米も、同じように水田を賃租に出して取ったものであった。ただし桑原庄ではその単位が束であるように、賃租を受けた農民は顕稲で地子を支払ったが、木簡では「黒米（白米）五斗」となっており顕稲ではなく、黒米（玄米）ないし白米の状態で西大寺に納入されている。そこには脱穀と舂成という作業が加えられているのである。

これについても桑原庄が参考になる。同庄はおそらく天平勝宝6（754）年に、東大寺が大伴宿禰麻呂から100町の地を購入したことに始まるが（天平勝宝7歳3月9日「越前国公驗」『大日本古文書（編年文書）』第4巻49頁（寺2））、その時に開墾されて田になっていたのは9町にすぎず、その後東大寺側で開墾を進め、7歳には23町が新たに水田化されていたのである（同年5月3日「越前国使等解」『大日本古文書（編年文書）』第4巻52頁（寺3））。したがって先に見た同7歳の収支決算書である同8歳2月1日「越前国田使曾禰乙万呂解」（寺4）にあるように、32町を同年に賃租に出したわけである。そこでは田品に上田がなく中田と下田のみで、かつ下田が多いのは、開墾直後の不安定な状況を示すのであろう。それに同解によれば収入の稲はあるが、全く東大寺には送っていない。これも成立後まもない荘園だからこそである。

しかるに8歳になると変化が出てくる。すなわち同9歳2月1日「越前国田使曾禰乙万呂解」（『大日本古文書』家わけ18（東大寺文書）第9巻268頁（寺6））では、支出である「雑用稲」の中に「舂進上二千六百冊束」という項目が出てくる。桑原庄から進上する先としては東大寺しかない。東大寺に進上するのに、稲を舂いて米にしていることがわかる。すなわち地子稲を地子米にして届けたのである¹⁷⁾。収入稲の全てが東大寺に貢進されないのは、「舂進上」以外の「雑用稲」の内容が「開田十町 功稲一千束（注略）」であったように、開田のための労働力確保など、荘園の管理運営費用に回されたからである。赤江南庄・北庄でも同じように、賃租による収入である地子稲の一部を舂成して、地子米として西大寺に納入したのであった。

ここで赤江南庄の地子米が西大寺に貢進された日付を見ると、延暦10年12月20日（c）、延暦11年6月15日（a）、12月8日（③）、12月11日（b）、それに年紀不明の②は6月5日となり、延暦10年と11年にわたり、かつ6月と12月に集中している。たまたま6月と12月分の木簡だけが残存したのか、それとも元々その2月しか貢進しなかったのかは不詳だが、2年分で同じ傾向がうかがわれるので、おそらく本来6月と12月に貢進することになっていたのであろう。したがって収穫後まもない時期に西大寺にまとめて納められるという方式ではなく、荘家に納められていた地子稲の一部を舂成して米にして、その両月に西大寺に搬入したものとみることができよう。ただし延暦11年12月に8日と11日という異なる日付があるが、もし同じ月の中で日を分けて少しずつ西大寺に運んだとすれば効率が悪いから、その日付は貢進した日ではなく舂成した日であり、実際にはまとめて西大寺に貢進したのではなかろうか。②がもし延暦11年の6月であるとすれば、6月についても同じことが言えよう。

なお木簡で地子米の量がいずれも5斗であるのは、『延喜式』雑式米俵条に「凡公私運米五斗為俵。仍用三俵為駄（後略）」とあるように、それが1俵の収納量であったからである。要は地子米を5斗

入りの俵に詰めて貢進したのである。

ちなみに地子米の木簡は、金沢市中屋サワ遺跡からも出土している。同遺跡の南には東大寺領横江庄遺跡があるが、8世紀中頃から9、10世紀にかけて流れていた川跡から、次の木簡が出土した。

・六段百八十歩 物部須毛 廿七足原田一町 □

・ $\begin{array}{c} \text{〔佃カ〕} \\ \text{北三段} \square \text{一段} \\ \text{地子二段} \end{array} \begin{array}{c} \text{〔茂カ〕} \\ \text{国古} \square \end{array} \square$

(312)・(22)・3 081 (『木簡研究』25)

全体として荘園の条里・土地管理に関わる木簡とみられており、「廿七足原田一町」のように条里の「坪」名を示す数詞と小字地名的名称、「坪」内の耕作権所有面積、それに人名という記載が、少なくとも上下2段に書かれている。例えば「物部須毛」はその上に書かれていた面積「六段百八十歩」を耕作した人の名である。裏面は3段中、「佃」（直接経営）が1段、残り2段は賃租に出して「地子」を取る経営を「国古茂」が行っていたことを示すものであろう。これは横江庄に関わる木簡と考えられているところである¹⁸⁾。

4. 越前国の西大寺領荘園

赤江庄は越前国坂井郡にあったが、同国には他にも西大寺領荘園があった。そこでどのような荘園があったか、またいつ成立したのか見ていく。『流記帳』の中の同寺所蔵の文書類を書き上げた「官符図書第五」によると、前述のように同寺が所有する「田藺山野図漆拾参卷」中には「越前国九卷」があった。その内訳は次のようである。

- 一卷坂井郡子見庄〈白紙内印〉
- 二卷同郡高屋庄〈一布内印／一紙在国印〉
- 三卷同郡赤江庄〈一布在国印一白紙二副无印／一布白〉
- 一卷同郡馬立綾部合三庄図〈白紙在內印〉
- 一卷同郡牛立庄〈白紙在內印〉
- 一卷江沼郡本堀庄〈白紙〉

ここに名のあげられているのが、西大寺が越前国に領有していた荘園であり、それらに関する図のあったことが知られる。一方同じ「官符図書第五」で、右より少し前には、次のような記載がある。

官符十六卷

- 二卷献入庄家并壠田〈神護景雲元年〉
 - 一卷摂津国嶋下郡〈在內印〉
 - 一卷越前国坂井郡〈在內印〉並白紙及表檜軸
- 九卷献入庄家壠田山林奴婢等〈神護景雲二年〉
 - 二卷献入庄家并壠田〈在內印〉在越前国坂井郡
 - 一卷買庄家并壠田〈在內印〉在越前国坂井郡
 - 一卷献入栗林〈在內印〉在近江国甲可郡

(後略)

これらは内印（天皇御璽）の捺された太政官符であり、荘家や墾田の献入（施入）や買（購入）によって荘園が成立したことを示すものである。2行目の「二巻」は次の2つの「一卷」の合計であり、また5行目の「九巻」も以下に列記する文書の合計数である。これによれば越前国には、坂井郡に神護景雲元（767）年に荘家と墾田を施入されて成立した荘園が1カ所、翌2年にやはり施入により成立した荘園と購入によって成立した荘園とがあったことがわかる。さらに「官符十六巻」に続く「雑書卅九巻」の中には、「一卷越前国庄々財墾田帳」〈六道〔通カ〕／景雲三年〉というものもあった。これによって神護景雲3年に越前国内の諸荘園の資財や墾田についての帳簿が6通作られたことが知られる。この数字からすれば、6カ所の荘園があったのであろう。それは先の「越前国九巻」の内訳に見える子見庄以下の荘園に対応していると理解できる。そして主に坂井郡に荘園の置かれたことがわかる。

こうして赤江庄は明確にはできないが、神護景雲元年ないし2年に成立したとみることができよう。神護景雲元年は恵美押勝が滅び、称徳天皇が即位してから3年後にあたる。前述のように西大寺は押勝と関係の深かった東大寺に対抗するように造られた寺院であった。そして同2年5月には、押勝が越前国に持っていた土地200町が西隆寺に施入されている（『続日本紀』同月辛未条）が、西隆寺は西大寺と一対のものとして創建された尼寺である¹⁹⁾。その頃、上記のように多くの西大寺領荘園が成立しているのである。第1章で見たように、神護景雲元年は造西大寺司が発足し、寺地を拡大して本格的に西大寺の造営が進められるようになった年である。その頃に置かれた多くの荘園は、その造営及び経営の費用を賄うためのものであった。

一方東大寺も西大寺と同じく同国坂井郡に、子見庄・田宮庄・高串庄・桑原庄・鯖田国富庄など多くの荘園を領有していた。そしてこれらの荘園については天平神護3年（＝神護景雲元年）を最後に急に史料が乏しくなっていること、称徳天皇の即位と道鏡の出現によって、越前の荘園は次第に東大寺より西大寺の所領に力点が移ったことなどから、東大寺領荘園の経営は困難になっていったと指摘されているところである²⁰⁾。

越前ではこうした大きな政治の流れの中で、赤江庄などが成立したのであった。東大寺領と同じ名称の子見庄が、西大寺領荘園にもあることも注意される。東大寺領荘園に対抗するかのよう、その近くに新たに荘園が立てられたことがうかがえるのである。このことは赤江庄の所在を考えるときにも参考になる。

ところで西大寺食堂院出土木簡の中には、赤江庄以外にも越前国の木簡があったとみられている。それは次のようなものである。

- | | |
|---------------------|--|
| a 少戸主波太部直万呂大豆五斗 | 162・13・5 051（『城』38-64）（写真2） |
| b 少戸主□□□□紀須大豆五斗 | (195)・16・3 033（『城』38-65） |
| c 少戸主波太部直万呂戸□田料大豆五斗 | (218)・22・4 039（『城』38-51+66） ²¹⁾ |
| d 少波太部直万呂 | 154・12・4 051（『城』38-67） |
| e 少□□部広□大□ | 97・16・5 051（『城』38-68） |

これらは第2章冒頭に書いたように通常の税の荷札とは大きく異なり、国郡名を書いていないが、その下に「戸主」とその名が来ることから、「少」の1文字は郷名を略記したとみられるものである。

dには「戸主」記載がないが、a cと同じ人名であるから、そしてeも「少」が他と共通し、「大□」が「大豆」とみられ、また051型式であるので、やはり同類の木簡であろう。そしてこれらに共通して見られる「少」は、越前国足羽郡少名郷のことである可能性が指摘されているところである²²⁾。それは赤江庄や他の荘園の存在などからうかがえる西大寺と越前国との強い結びつきや、次のような越前からの大豆の荷札が平城宮跡から出土しているからである。

越前国坂井郡大豆一半 188・21・4 051 (『平城宮木簡 2』2741号)

5点中3点は波太郎直万呂のものである。しかも3点はいずれも少しずつ内容が異なる。cはaに比べ「戸□田料」を書き大きく、dは人名しか書かず最も短い。これはどうみるべきか。たまたま同一人物の荷札が3点出土したとするよりも、同一の荷に付いていた3点の荷札とみられるのではなかろうか。先に第2章の赤江北庄の所で紹介したように、平城宮跡出土の荷札の中には、1つの荷に複数の荷札が付いており、かつ少しずつ書かれている内容が異なっている上総国の調の例があるからである。そこでは人名しか書かれていないものもあったが、dもそうである。



写真2 a木簡

いずれにせよこれらが越前国足羽郡少名郷のものであるとすると、きちんと整った書式を取っていないことから、それらが通常の税の納入に伴って作成された荷札ではなく、「西大寺との直接的な結びつきの中で取られた略式の表記とみられ」²³⁾ている。それは西大寺領の荘園ないしは封戸からの貢進物に付けられていた可能性が高いということである。しかし『流記帳』からは足羽郡における荘園の存在を知ることはできないから、封戸である可能性が高かろう。『流記帳』には「封戸出挙稲第十一」という章もあったが、残念ながらその部分は欠失して残存していないため、少名郷に西大寺の封戸が置かれたことを確定することはできないところである。封戸からは租の半分と調庸が封主に貢進されたから、この大豆は調として貢進されたのであろうか。

さらに西大寺食堂院の井戸出土木簡中には、次のものがあつた。

・越前国足羽郡野田郷戸主□

・□□白米五斗延暦五年十一月 (109)・20・3 019 (『城』39-182)

これは足羽郡からの白米の荷札である。先に述べたように、『流記帳』によれば西大寺は同郡には荘園を持っていなかったから、これは別のルートで西大寺にもたらされたものであろう。白米は年料春米であり、税として平城宮に納入された後に、何らかの理由で西大寺に納入されたのではなかろうか。

5. 赤江庄の成立と位置

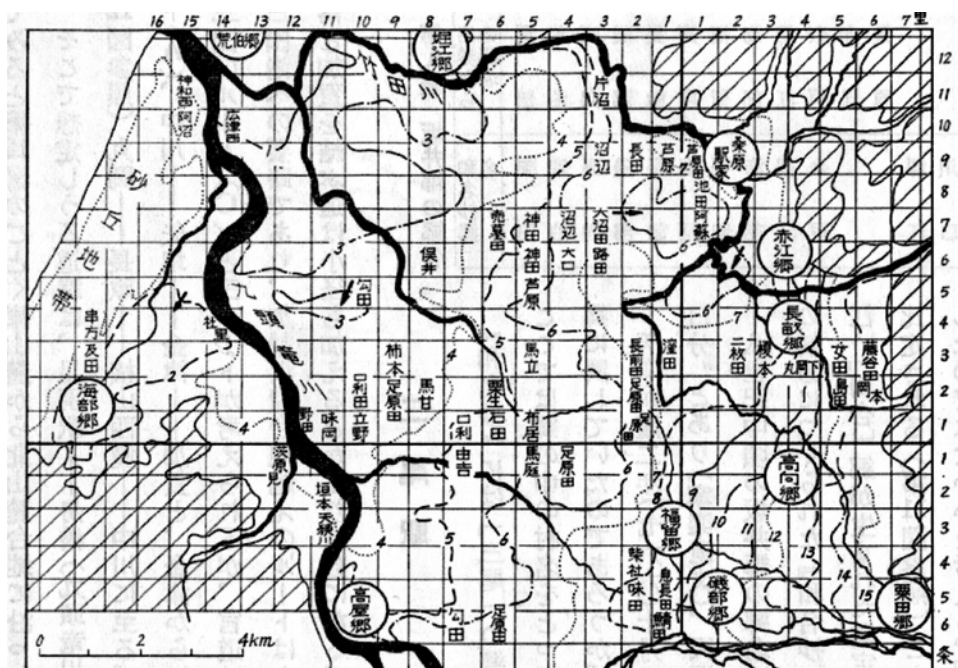
最後に赤江庄はどこにあったのであろうか、という問題を考えてみたい。残念ながら『流記帳』からは越前国坂井郡にあったとしかわからない。しかしそれに関係するであろう地名がある。坂井郡赤江郷である²⁴⁾。10世紀の史料で全国の郡・郷名をあげる『和名類聚抄』には、赤江郷の名が記載されていない。しかし奈良時代にはそれがあつた。そのことは第2章でも見た天平神護2(766)年10月21日「越前国司解」(『大日本古文書』家わけ18(東大寺文書)第2巻187頁(寺44))。以下、「国司解」と略記する)によって知ることができる。

同文書は東大寺が越前国に領有する諸荘園の一円化を図った結果の報告を、越前国司が行ったものである。東大寺は散在していた荘園の土地を、経営に都合の良いように、まとめようとしたのである。その方法の1つとして百姓の口分田を寺地と交換することがあった。そして坂井郡子見村（子見庄）では、赤江郷戸主の阿刀大麻呂（寺44-159頁）・荒木大麻呂（同162・164頁）・秦赤麻呂（同163頁）・生部吾寺（同163頁）・国寛村人（同164頁）がそこに持っていた口分田を、寺地と交換したのである。ここに奈良時代後半には、坂井郡に赤江郷のあったことが知られる。しかしその後の集落の変遷の中で、『和名類聚抄』が作られるまでにそれは消滅してしまったのである。それは赤江庄の成立とかわるものかもしれないが、いずれにせよ、赤江庄の位置は赤江郷の地に近接するものであったろう。先に第2章の最後で赤江北庄の木簡を見た時に述べたように、h木簡には秦姓者が現れるが、「国司解」によれば赤江郷にも秦赤麻呂という秦姓者がいたことも参考になる。

ここで坂井郡内の郷（里）の全体像について見てみよう。これについては『福井県史 通史編1 原始・古代』²⁵⁾に詳しいので、それを参照しつつ述べる。『和名類聚抄』（高山寺本）は、坂井郡に栗田・荒泊・高向・磯部・長畝・高屋・坪江・福留・海部・川口の10郷があったとする。それに対し大東急記念文庫本の同書は、栗田を栗田とし、上記10郷の他に堀江・余戸の2郷を加える。栗田か栗田かという問題は、「国司解」によって栗田が正しい。また『和名類聚抄』は平安時代の史料なので、そこには見えない奈良時代の郷（里）を古文書や木簡に求めると、赤江郷・水尾郷・石木部里の3郷（里）が加わる。

これらの郷（里）の比定地は、次のようである（地名は『福井県史』刊行当時のもの）（図1）²⁶⁾。まず栗田郷は、丸岡町の南東部の鳴鹿・上久米田・下久米田一带にあたり、磯部郷と隣接していたようである。荒泊郷は「国司解」や平城宮木簡には「荒伯」ないし「荒墓」と記すが、比定地は不明である。高向郷は旧高椋村の地（丸岡町の東部および南部）にあたると考えられる。磯部郷は丸岡町南部、

図1 坂井平野の諸郷と条里



（注 等高線は吉川文治原図により、郷名比定は岸俊男により、里名は寧楽遺文による。）

九頭竜川北岸の磯部新保・磯部島・磯部福庄のあたりである。長畝郷は丸岡町北部の長畝を中心とする地域である。高屋郷は「国司解」に見えるほか、西大寺領荘園として『流記帳』に「高屋庄」が見える。福井市高屋町付近ないし春江町高江付近と考えられるが、後者の方がより妥当かもしれない。坪江郷は丸岡町坪江を中心とする地域に比定される。福留郷は延喜式内社に「布久漏神社」が見え、丸岡町北横地に同名の神社があるので、その付近と考えられる。

海部郷は天平宝字8年2月「越前国公験」(『大日本古文書』家わけ18(東大寺文書)第2巻165頁(寺32))に東大寺領高串庄の所在地として見える海郷にあたり、同荘は福井市白方町付近にあったから、三里浜一帯に比定できる。川口郷は、中世に竹田川と兵庫川にはさまれた地域が川口十郷と呼ばれたことから、この坂井町から芦原町にかけての地域とみられる。余戸郷の比定地は不明である。堀江郷は天平勝宝7歳「越前国公験」(『大日本古文書(編年文書)』第4巻49頁(寺2))に東大寺領桑原庄の所在郷として見える。芦原町に堀江十楽の地名が残る一方、金津町には桑原の地名があり、そこが桑原庄・桑原駅の故地と考えられるので、堀江郷はこれらの地域を含んでいたとみられる。水尾郷は金津町御簾尾の地名との関連が注目される。石木部里は、九頭竜川下流と兵庫川とに挟まれた部分に三国町石丸、坂井町木部東・木部西方寺・木部新保・木部高柳などの地名があり、このあたり一帯に比定される。

そして問題の赤江郷は、平安時代には消滅し、桑原駅とあわせて坪江郷になったとする真柄甚松氏の説を『福井県史』は紹介している。真柄氏の説とは、藤岡謙二郎編『古代日本の交通路』Ⅱ(大明堂 1978年)で、氏が担当された「越前国」の中で述べられたものである。それによれば、文書から知られる奈良時代の郷名と『和名類聚抄』のそれとを比較すると、赤江郷と桑原郷がなくなって坪江郷と川口郷が生まれたことになるが、川口郷の比定地は芦原町本荘であり新たな開発地である。一方赤江・桑原郷は後世の坪江村(現・丸岡町坪江)及びその周辺に比定されることからすると、それらは坪江郷として1郷を形成することになったという。図1は真柄氏の論文に載せられたものであるが、そこでは丸岡町坪江付近に赤江郷を描いているところである。

ただここには少し問題が残る。「桑原郷」とされる点が正確には「桑原駅(家)」(「国司解」)であることはともかく、赤江郷の比定については再検討する必要があると考える。真柄氏はそれらの比定は岸俊男氏によったとされるが、それは同氏の論文「東大寺領越前庄園の復原と口分田耕営の実態」²⁷⁾に付された「越前国坂井郡 東大寺領越前庄園ならびに口分田班給復原図」に見えるものである。確かに同図では赤江郷を丸岡町坪江の辺りに復原している。しかし岸氏の論文を見ても、なぜそこに比定したのか根拠が不明なのである。岸氏は375頁に『大日本地名辞書』『福井県史』『国史辞典』による各郷の比定地を表にしているが、赤江郷についてはどの書の欄にも「？」と書かれており、岸氏の比定の根拠は不詳と言わざるをえない。おそらくは赤江郷が『和名類聚抄』段階で坪江郷に変わったとみられたのであろうと、推量するのみである。このように赤江郷の比定については確たる根拠がない。そのことは岸俊男論文以後に刊行された『福井県の地名』(日本歴史地名大系18 平凡社 1981年)が比定地に触れず、『日本地名大辞典18 福井県』(角川書店 1989年)も、「比定地は不明」としているところからもわかる。したがってそれはもう一度考え直す必要があるのである。

赤江郷の位置はともかく、先のように坂井郡内各郷の位置を比定すると、それらの多くは郡内の周

辺部に位置していることがわかる。そして郡域の中心部は九頭竜川や兵庫川が流れ、低湿地が広がり開墾が遅れた比較的新しい開発地であり、そこに奈良時代後半に子見庄や田宮庄などの東大寺領荘園が置かれたのであった²⁸⁾。こうした郷の所在の傾向は、赤江郷の比定を行う際にも参考にすべきである。

さてそこで赤江庄・赤江郷の位置について、これまでの見解にとらわれずに改めて考えてみよう。まず考慮すべきは、先に触れたように「国司解」によると、東大寺が坂井郡子見庄の一円化を図る中で、赤江郷の複数の住民が子見村に持っていた口分田を東大寺の寺地と交換したことである。それらの口分田の所在地は、坂井郡西北条里の六条五神田里を中心に、その東の四大口里と西の六一売墓里にまたがっている²⁹⁾。したがって子見庄は現在の坂井市坂井町蔵垣内を中心に、五本や上兵庫に広がっていたのである³⁰⁾。口分田の所在からすれば、赤江郷の地はそこに近接していたかのようにも思えるが、実は子見村に口分田を有していたのは赤江郷の住民だけではなく、堀江郷・磯部郷・荒伯郷・余戸郷・粟田郷・長畝郷・高屋郷・桑原駅家・福留郷と、郡内のほとんどの郷にわたっている³¹⁾。坂井郡の口分田は、その受給者の住む郷の近くに集中せず、きわめて散在しているのである。したがってこのことは、赤江郷の所在を考える手がかりにはならないのである。

そこで注目したいのは、「国司解」と同じ天平神護2年10月21日に作成された「越前国司并東大寺田使等解案」(『大日本古文書』家わけ18(東大寺文書)第2巻176頁(寺43))である。それは坂井郡の大領であった故品治部広耳が東大寺に寄進した田地を、同郡内の百姓の口分と交換して、田地の一円化を図った結果としての寺田の所在を記し、太政官の許可を求めたものである。これによって一円化された荘園が鯖田国富庄であり、丸岡町南横地から福井市栗森町付近に比定できる³²⁾。そしてその寺田の所在を見ていくと、西南五条一息長田里には「卅五赤江田下壺町」と「卅六赤江田上捌段」とがあったことがわかる。ここに「赤江田」という名が見えるのである。

条里地割では、1つの里の中が36の坪に分かれ、○条○里○坪というように数詞によって機械的に土地の所在地を表示することが行われたが、奈良時代にはまだこうした呼称法は成立していなかった。ここでも里には「五条一息長田里」というように数詞とともに固有名詞が付けられ、その下の坪も数詞と固有名詞で表され、「坪」という言い方もなかった。また当時、必ずしも明確な条里地割自体が実際に存在したわけでもなかったのである³³⁾。

それはともかく、右によれば西南五条一息長田里の35・36「坪」は「赤江田」と呼ばれたのである(図2)。そして右の文書

図2 西南五条一息長田里内の「赤江田」の位置 1:5000



中では、すべての「坪」名は「〇〇田」というように「田」を付けて呼ばれているので、本来の地名は「赤江」である。それに続く「下」「上」は田品を示し、「壺町」「捌段」は1「坪」（面積は1町）中で寺田が占める面積が、それぞれ1町・8段であるという意味である。

ここに奈良時代の地名として現れた「赤江」こそ、赤江郷・赤江庄の位置を考える際の大きな手がかりとなるものである。もちろんここは鯖田国富庄の地であり、赤江庄とすることはできない。しかし赤江庄がこの付近にあった可能性を示すものであろう。西南五条一息長田里は九頭竜川のすぐ北側、現福井市上野本町付近にあたる。そのうち35・36「坪」の赤江田は、大字上野の中の小字西上ヶ田・白金・東銭亀・西銭亀の辺りに比定できる。これはこれまでの比定地である丸岡町坪江付近からは、大きく隔たった所である。そしてまた少し東には磯部新保があり、そこは磯部郷の比定地である。

ここに赤江の地名があるとする、もう1つこれと関連して注目できるのは、坂井市丸岡町高柳に小字赤江橋、同町吉政に小字赤井橋があることである（図3）。これら2つの小字は、大字は異なるが隣接しており、県道30号線（フェニックス通り、旧国道8号線）が兵庫川を渡る地点に架けられた橋は現在も赤江橋である。小字赤井橋はその北、赤江橋は南側に位置する。赤井は赤江の転訛であり、ここに現在も赤江の地名が残っているのである。先の息長田里赤江との直線距離は2キロほどしかない（図4）。

とは言えそれだけ離れているとすると、それらがいずれも赤江郷・赤江庄に因むものとみることに支障はないだろうか。そこで参考にしたのが時代は随分下るが、建久2（1191）年5月19日「西大寺所領莊園注文」（『鎌倉遺文』第1巻534号）である。それは諸国にあった西大寺領莊園の名と面積を書き上げたものだが、その中に「流記公驗明白」なものでありながら、「顛倒庄々」の1つとして越前国坂井郡赤江庄の名が見えるのである。それによると同庄は168町3段180歩もの面積を占めている。当時は既に実態はないのであるが、本来それだけの広大な面積を有していたとみられることからすれば、2キロ離れた位置にある上記2カ所の「赤江」がともに赤江庄に関連するとみることができよ

図3 「赤江橋」「赤井橋」の位置 1：5000

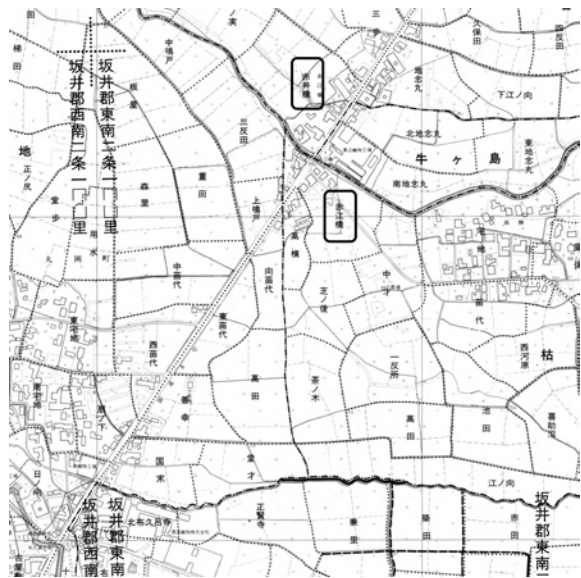


図4 赤江庄の比定地 1：50000



う。一方、これまで赤江郷の比定地とみられてきた丸岡町坪江の辺りは、山地と竹田川に挟まれ、168町余の赤江庄が入る余地はないのではなかろうか。

こうみてくると赤江庄は、九頭竜川の北岸、福井市上野本町付近から坂井市丸岡町の南部にかけて広がっていたと考えられるのである。赤江郷も特定はできないが、その辺り、坂井郡の諸郷の分布傾向からすれば、郡域周辺部にあったことであろう。息長田里赤江田のすぐ東には磯部郷があったとみられている。またそこから赤江橋への途中に位置する、丸岡町北横地には布久漏神社があり、その辺りが福留郷に比定されているから、赤江庄はこれら諸郷の広がる辺りの土地を占めて成立したのである。さらに先に述べたように「赤江田」は鯖田国富庄内に含まれるように、近くには東大寺領荘園が広がっていた。また第4章で触れたように、東大寺領にも西大寺領にも子見庄があった。赤江庄など後出の西大寺領荘園は、東大寺領荘園や諸郷の集落の隙間を縫って置かれたのであろう。そうであれば168町余の荘域は一円化していたとは限らない。それよりも散在し、かなり広い地域にわたっていた可能性の方が大きい。第1章で述べたように称徳天皇死去後、西大寺造営が順調に進まなくなった状況を考えれば、一円化を行うことは難しかったのではなかろうか。赤江庄が南庄と北庄に分かれて経営されていたのも、そのためであろう。広大な地域に広がる荘園の経営を効率的に行うために、荘家が2つ置かれていたのである。

これに関連して注目されるのが、天平宝字3(759)年5月10日「越前国足羽郡下任道守徳太理啓」(『大日本古文書(編年文書)』第4巻364頁(寺20))に、「一 稲事、上下産業所事者、息嶋床足等共議、不荒将佃(後略)」とあることである。この文書は造東大寺司主典安都雄足が越前に領有していた私田経営に関わるものとみられているが³⁴⁾、その現地責任者であった足羽郡の道守徳太理が出した本文書の中に、「上下産業所」というものが見える。産業所は経営拠点である。そしてそれらは息嶋(=生江息嶋)と床足(=道守徳太理)が相談して、田を荒らさないように耕営すると言っている。ここに田地経営のために、複数の産業所が置かれていた例を知ることができるのである。こうした事例に照らせば、赤江庄が南・北2つの荘家によって経営されていたとして不思議ではないのである。

おわりに

西大寺食堂院跡における発掘調査で出土した赤江南庄・赤江北庄の木簡を分析し、その成立や木簡に見える米の性格、そして現地比定などについて述べてきた。その結果、確定はできないが、これまでの比定地とはかなり異なる所に同庄を比定することができるのではないかとの結論に至った。奈良時代に越前に置かれた荘園としては、文書や絵画資料から東大寺領荘園がよく知られているが、それだけにとどまらず、本稿で扱ったように西大寺領の荘園も多く置かれたのである。木簡によって復元された赤江南庄・赤江北庄は、越前の古代史に新たな1頁を開くものであろう。

注

- 1) 奈良文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』(以下『城』と略記する) 38 (2007年)・39 (2009年)。なお木簡の出典は、『城』の号数とそこで付された木簡番号で示す。発掘調査の成果については、同『西大寺食堂院・右京北辺発掘調査報告』(2007年)、同『奈良文化財研究所紀要2007』(2007年) 参照。
- 2) 『寧楽遺文』下、『福井県史 資料編 1 古代』(福井県 1987年)中の「8 文書類」122号。山口英男「西大寺資財流記帳」の書写と伝来」佐藤信編『西大寺古絵図の世界』(東京大学出版会 2005年)に、本文書の新たな翻刻が「付載」として掲載されている。
- 3) 西大寺の創建事情及び伽藍配置などについては、大田博太郎『南都七大寺の歴史と年表』(岩波書店 1979年)、館野和己「西大寺・西隆寺の造営をめぐる」佐藤信編『西大寺古絵図の世界』(注2)前掲 参照。
- 4) 奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要2007』(注1)前掲。
- 5) 西大寺食堂院出土木簡の内容の解説については、渡辺晃宏「2006年出土の木簡 奈良・西大寺食堂院跡」木簡学会編『木簡研究』29 (2007年) 参照。なお以下に示す木簡積文の下に付した3つの数字は木簡の法量(長さ・幅・厚さ、単位は^ミ)、その次の051などの数字は木簡の型式を示す番号である。
- 6) 赤江庄については後述するように、鎌倉時代の文書にもその名が見える。
- 7) この文字については渡辺晃宏注5)前掲論文参照。
- 8) 写真から判断すると「大」の次の字は「赤」でよさそうである。
- 9) ①が赤江南庄のものである可能性は、既に渡辺晃宏注5)前掲論文が指摘している。
- 10) 平松良雄・和田萃「1993年出土の木簡 奈良・東大寺」『木簡研究』16 (1994年)、奈良県教育委員会編『東大寺防災施設工事・発掘調査報告書 発掘調査篇』(東大寺 2000年)。
- 11) 岸俊男「東大寺をめぐる政治的情勢」同『日本古代政治史研究』(塙書房 1966年)(初出は1956年)、同『藤原仲麻呂』(吉川弘文館 1973年)。
- 12) 同じ記載内容をもつ複数の荷札の機能については、友田那々美「古代荷札木簡の平面形態に関する考察」『木簡研究』25 (2003年)、馬場基「荷札と荷物のかたるもの」『同』30 (2008年) 参照。
- 13) 越前国内の荘園関係史料の出典等については『福井県史 資料編 1 古代』(注2)前掲中の「越前国東大寺領荘園関係文書」に従って記した。末尾の「寺44」は、「同文書」中の史料番号を示す。以下同じ。
- 14) 桑原庄の経営については『福井県史 通史編 1 原始・古代』(福井県 1993年)第5章第1節2「直接経営をめざした初期荘園－桑原庄－」(櫛木謙周氏執筆) 参照。
- 15) 令条文の訓読は『日本思想大系 3 律令』(岩波書店 1976年)によった。以下同じ。
- 16) 『令集解』田令賃租条所引の穴説によれば、所部の官司とは国司・郡司のことである。
- 17) ただし当該「越前国田使曾禰乙万呂解」では、「春進上二千六百冊束」の「進上」を抹消しており、実際にはその量は進上されなかったようである。
- 18) 向井裕知「2002年出土の木簡 石川・金沢市中屋サワ遺跡」『木簡研究』25 (2003年)。
- 19) 館野和己注3)前掲論文。
- 20) 岸俊男注11)前掲論文。
- 21) 『城』38-51と66が接続したことが、『城』39の32頁で報告されている。
- 22) 渡辺晃宏注5)前掲論文。
- 23) 渡辺晃宏注5)前掲論文27頁。
- 24) 郷は郡の下部の行政組織であり、大宝令では里と言い、50戸から構成された。しかし養老元(717)年から郷と改称されて、その内部が2、3に細分された。そしてその小組織を里と呼ぶようになったので、当時の行政組織制度を郷里制と称している。それは天平11(739)年頃まで続き、その後郷の下での里は廃止されて、郷制へと変化した。
- 25) 『福井県史 通史編 1 原始・古代』(注14)前掲 第4章第1節2「若越の郷(里)」(櫛木謙周氏執筆)。
- 26) 図1に書かれた坂井郡の郷の比定地は、『福井県史 通史編 1 原始・古代』(注14)前掲 第4章第2節3「人びとのくらし」に付された図65「田宮・子見荘と坂井郡各郷との位置関係」(438頁)と同じである。
- 27) 岸俊男「東大寺領越前庄園の復原と口分田耕営の実態」同『日本古代籍帳の研究』(塙書房 1973年)(初出は1954年)。
- 28) 岸俊男注27)前掲論文。
- 29) さらに子見庄では先に購入したにもかかわらず、その後の田図でそれが認められなかったのを、寺田として書き

換えさせた、東北条里七条一阿蘇田里の田地もあるが、それはだいぶ離れた場所である。

- 30) 本稿での条里の比定は、『福井県史 資料編16下 条里復原図』（福井県 1992年）によった。
- 31) 岸俊男注27)前掲論文。
- 32) 『福井県史 通史編1 原始・古代』（注14)前掲) 第4章第4節3「条里プランと福井平野の土地開発」（真柄甚松氏執筆）。
- 33) 『福井県史 資料編16下 条里復原図－解説編－』（福井県 1992年）1 総説「越前国・若狭国の条里プラン」（金田章裕氏執筆）参照。
- 34) 小口雅史「安都雄足の私田経営」『史学雑誌』96－6（1987年）、『福井県史 通史編1 原始・古代』（注14)前掲) 第5章第2節1「生江臣東人と安都宿禰雄足」（館野和己執筆）。

〔付記〕赤江庄の現地比定については、小字地名の探索や現地調査、地図作成などにあたって、福井県文書館の吉田将之氏をはじめとする職員の方々のお世話になりました。また木簡の写真台紙の調査及び掲載写真の手配につきましては、奈良文化財研究所都城発掘調査部（平城地区）史料研究室の方々のご協力を得ました。ここに記して感謝の意を表します。

図・写真一覧

図1 坂井平野の諸郷と条里

出典：真柄甚松「越前国」藤岡謙二郎編『古代日本の交通路』Ⅱ（大明堂 1978年）

図2 西南五条一息長田里内の「赤江田」の位置

原図：『福井県史 資料編16下 条里復原図』（福井県 1992年）

図3 「赤江橋」「赤井橋」の位置

原図：同上

図4 赤江庄の比定地

原図：1/50000地形図（福井・永平寺）

写真1 赤江庄関係木簡

写真提供：奈良文化財研究所

写真2 a 木簡

写真提供：同上